

『山梨県都市計画マスタープラン及び都市
計画区域マスタープラン』の改定方針につ
いて

答 申（案）

令和2年 月 日

山梨県都市計画審議会

目 次

| | |
|-------------------------|------|
| はじめに | …… 1 |
| 1. 本県を取り巻く現状と都市計画に関する課題 | …… 2 |
| 2. 都市づくりの基本方針 | …… 2 |
| 3. 区域区分の方針 | …… 3 |
| 4. 主要な都市計画に関する方針 | …… 3 |
| 5. 県の広域調整の役割 | …… 5 |
| おわりに | …… 6 |

はじめに

本都市計画審議会（以下「審議会」という。）は、平成28年8月8日に知事より、次期『山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープラン』の改定方針について諮問を受け、その後、審議会の中に専門委員会（マスタープラン委員会）を設置し、7回の専門委員会を開催し審議を進めてきた。

山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定にあたっては、人口減少・超高齢社会の進展や厳しい財政状況など社会経済情勢の変化や、リニア中央新幹線の開業や中部横断自動車道の開通などの高速交通体系の構築に対し、的確に対応していくことが求められる。

本審議会においては、このような時代の変化や山梨県の実情に対応した都市のあり方を考えながら、県から諮問された以下の点について基本的な方針を示すため、幅広い観点から多様な意見の交換や議論を重ねてきたところである。

- ・改定の基本的な考え方
- ・目指すべき県土構造
- ・主要な都市計画の決定の方針
- ・立地適正化計画に関する広域調整のあり方

平成28年11月8日の第1回マスタープラン委員会より、県全域を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」について全7回議論し、今般、答申をとりまとめた。

本答申では、現在の基本方針である都市機能集約型の都市構造や国の進めるまちづくりの方向性を踏まえ、都市機能を集約し、それぞれが連携した都市構造とすることを基本方針とし、この実現に向けた山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定方針を示している。

県においては、本答申の趣旨を尊重し、県民の将来を支える持続可能な都市づくりの実現に向けて、確実かつ着実に都市計画区域マスタープランの改定に取り組まれることを期待する。

1. 山梨県を取り巻く現状と都市計画に関する課題

山梨県では、人口減少・高齢化のさらなる進展や、都市の運営や持続性に対する懸念、高齢者をはじめとした全ての県民が利用しやすい公共交通機関の確保などのこれまでの課題に加え、郊外居住に伴う拠点や中心市街地の低密度化や地震、豪雨、富士山噴火等の大規模災害への備えなど、新たな都市の課題や問題が生じている。

一方、リニア中央新幹線や中部横断自動車道などの高速交通体系の構築による広域化への対応や、山梨県の豊かな自然環境、森林や農地に代表される様々な土地利用が美しく調和した景観の保全、歴史・文化を活かした個性ある地域づくりも求められている。

2. 都市づくりの基本方針

現行マスタープランでは、それまでの拡大を前提とした都市づくりから転換するとともに、古くから点在していた農村集落が徐々に拡大して発達してきたという山梨の歴史ある市街地形成の変遷を踏まえ、都市機能を集約する複数の拠点とこれらの連携による「都市機能集約型都市構造」を目指してきており、引き続き、拠点ごとの機能分担や連携するネットワークの強化などが求められるとともに、近年、頻発・激甚化する自然災害に対する広域的な防災対策の強化や、都市における日常的な防災対策などが求められている。

また、リニア中央新幹線や中部横断自動車道の整備に伴い、リニア駅やインターチェンジ周辺において、開発圧力が高まることが想定されるが、新たな土地利用については、適切な規制・誘導を行っていくことが重要となる。

なお、山梨らしい恵まれた自然や歴史・風土など地域の特性を活かし、良好な環境や景観を有した地域づくりを進めることが必要であるとともに、森林や農地については、防災機能など都市に対しても必要な機能を有するものであることから、適切に管理・保全していくことが求められている。

3. 区域区分の方針

現在、区域区分を行っている甲府都市計画区域については、人口減少が続いており、増加傾向にある世帯数についても将来は減少に転じるものと予想される。しかしながら、このような状況は区域内で一律ではなく、今後も開発圧力が比較的高い地域が存在する。特にリニア駅や新山梨環状道路の周辺などにおいては新たな土地利用が見込まれることから、秩序ある土地利用を図っていく必要がある。

このため、引き続き区域区分を適用し、開発圧力を適正にコントロールしていくことが必要であると考えます。

その他の11都市計画区域については、人口や産業の見通し等からこれまでどおり区域区分を定めずに都市づくりを進めることが望ましい。

4. 主要な都市計画に関する方針

1) 土地利用について

①拠点の土地利用

「都市機能の集約と連携」の実現を目指し、医療、教育、文化及び商業等の都市機能の郊外への拡散を抑制し、拠点への立地誘導を継続することが必要である。

このためには、拠点の活力、賑わい及び潤いなどの都市空間としての魅力を維持・創出できるよう、必要な投資を重点的に行っていく必要がある。

②郊外の土地利用

人口減少社会にあっても、郊外での開発は依然として進んでおり、また、浸水など自然災害のおそれのある地域における宅地化も進行していることから、立地適正化計画制度や都市計画法の諸制度を活用し、適正な土地利用の規制・誘導を図っていくことが望まれる。

③低未利用地の活用

既存市街地において人口減少などによる空き地・空き家が発生する「都市のスポンジ化」が全国の地方都市で進行しており、空き家率が高い山梨県においてもさらなる進行が懸念されている。

これらの低未利用地の土地利用については、立地適正化計画制度の活用や地域のニーズにも配慮して、地域の活力・魅力を低下させることのないようより幅広い利用の実現に向け取り組む必要がある。

④新拠点の土地利用

今後、リニア中央新幹線の開業や中部横断自動車道の開通に伴い、リニア駅やインターチェンジ周辺において新たな土地利用が想定されることから、関連する計画との整合を図るとともに、他の拠点等との連携に留意した土地利用を行っていくことが求められる。

なお、今後のリニア駅周辺の検討状況を含め、ある程度明確な見通しが立った事項については追加するなど、部分的改定を視野に入れてマスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。

2) 都市施設

「都市機能の集約と連携」を実現するためには、拠点及び拠点間の連携を支える都市施設の重点的整備を図っていく必要がある。

一方、国や地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、より効率的・効果的な都市施設の整備とともに、災害に強い都市づくりに資する整備が求められている。

なお、長期にわたり未整備の都市計画施設については、計画の変更・廃止を含めて見直しを検討していく必要がある。

3) 景観及び自然環境

山梨県は、世界文化遺産の富士山をはじめとした周囲を囲む雄大な山々、緑豊かな森林、清らかな河川や湖など恵まれた自然環境を有している。また、至る所に地域固有の歴史文化資源が点在している。これからの地域づくりには、これらの資源の保全と活用は重要である。

また、山梨県には、ぶどうやももなどの果樹園、棚田など四季を感じさせてくれる美しい田園景観がある。これらの景観を地域の財産として保全し、都市と農村との交流の活性化に活用することも重要である。

山梨ならではの良好な自然環境の保全や自然環境と調和した地域づくりへの取り組みが都市計画の中でも求められている。

5. 県の広域調整の役割

都市計画は、生活に身近なまちづくり計画から、一の市町村の範囲を超える広域的・根幹的な計画までが総合して一体のものとして有効に機能する必要がある。そのため、県及び市町村が定める都市計画が、相互に調整、情報共有しながら、「都市機能の集約と連携」を実現していくことが求められている。

また、平成26年には都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されている。現行マスタープランでは、甲府都市計画区域など7都市計画区域について、将来的な一体化を目指すこととされているが、区域区分の有無など土地利用規制に不均衡が生じていることから、当制度を活用することで秩序ある土地利用が図れるよう検討を行うことも求められる。

その際には、これまで市町村が自由に設定することとしていた日常に密着した拠点である地区拠点を、県で調整し市町村と協議することにより、マスタープランに新たに地区拠点候補地として示すことで、市町村が立地適正化計画に活用できるようにしていくことが望ましい。

おわりに

本答申は、本審議会及び専門委員会で行った多くの議論や検討の結果を取りまとめたものである。ここに示せなかった検討内容についても、「山梨県都市計画マスタープラン」の中に反映されている。

ところで、県が決定する都市計画は、広域的に影響のある根幹的なものに限られているので、目指すべき県土構造を実現していくためには、都市づくりの主体となる市町村や県民と協働して都市づくりを進めることが必要である。

このため、今後策定する各都市計画区域マスタープランについては、市町村や県民への説明機会を十分に設け、その際提出された意見については、必要に応じて「山梨県都市計画マスタープラン」にも反映させるなど、柔軟な対応が望まれるところである。

また、社会経済情勢の変化は急速であり、特に頻発する大規模災害や、新型コロナウイルスの感染拡大により社会に浸透しつつある新たな生活様式など、都市づくりには、その変化に機敏かつ的確に対応することが今後一層求められており、国においても様々な取り組みが進められている。県においては、国や社会の動向に留意しながら、持続可能な都市づくりの実現に向けた不断の努力を期待する。